

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

58,222千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

724,510千円

(単位：千円)

事業区分名		令和5年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	423,839	28,090	395,749	174,356		79	221,314	17,785
	老人福祉費	347,485	46	347,439	25,688		41,177	280,574	22,547
	児童福祉費	262,697	31,057	231,640	148,836		1,901	80,903	6,501
保健衛生	保健衛生費	236,381	49,519	186,862	40,991		4,152	141,719	11,389
合計		1,270,402	108,712	1,161,690	389,871	0	47,309	724,510	58,222

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は一般財源の比率に応じて按分